



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） 1
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 1
- 民有保安林の指定の予定の変更（森林管理課） 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 2
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（海岸防災課） 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） 3
- 土砂災害特別警戒区域の一部についての指定の解除（海岸防災課） 3
- 都市計画の変更・2件（都市計画・モノレール課） 4
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・5件（南部土木事務所） 5

人事委員会事項

- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 6
- 沖縄県職員採用試験の実施 7

告 示

沖縄県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、伊江西部地区県営土地改良事業（農業用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和8年3月9日から同年4月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊江村役場
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第93号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市（竹アラ地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年1月16日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第94号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、令和8年沖縄県告示第14号で告示した
 民有保安林の指定の予定の一部を次のとおり変更する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字世富慶高喜納原799番から801番まで（以上3筆について次の図に
 示す部分に限る。）
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
指定予定保安林の 所在場所	名護市字世富慶高喜納原799番から801番 まで	名護市字世富慶高喜納原799番から801番 まで（以上3筆について次の図に示す部 分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター
 森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊平屋村字野甫コシノ川原51番29、51番30、51番32から51番35ま
 で
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第96号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項
 の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
首里石嶺	那覇市首里石嶺町1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の 図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇 市役所において縦覧に供する。）	地滑り
首里寒川	那覇市首里金城町4丁目、首里崎山町4丁目及び繁多川4丁 目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その 図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に 供する。）	地滑り
首里鳥堀	那覇市首里鳥堀町5丁目及び首里赤田町3丁目並びに南風原	地滑り

町字新川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに那覇市役所及び南風原町役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
首里石嶺	那覇市首里石嶺町1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	地滑り
首里寒川	那覇市首里金城町4丁目、首里崎山町4丁目及び繁多川4丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	地滑り
首里鳥堀	那覇市首里鳥堀町5丁目及び首里赤田町3丁目並びに南風原町字新川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに那覇市役所及び南風原町役場において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
幸地(2)	西原町字幸地及び那覇市首里石嶺町4丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄県南部土木事務所並びに西原町役場及び那覇市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の一部について指定を次のとおり解除する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
小那覇	西原町字掛保久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 5・5・那5号首里城公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市首里大中町1丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画下水道を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 中部第一流域下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市曙2丁目及び曙3丁目並びに浦添市勢理客四丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第102号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 糸満市武富土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 糸満市字武富16番地の1
- 3 施行地区 糸満市字武富仲間田原及び字武富後原の各一部
- 4 事業施行期間 平成15年10月10日から令和9年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成15年10月10日
- 6 変更の内容 事業施行期間及び資金計画書の変更
- 7 変更認可の年月日 令和8年2月18日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目19番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1 代表取締役 織田寛明、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 代表取締役 伊藤光博
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年3月6日から同年4月6日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月26日 沖縄県指令土第634号、令和3年6月21日 沖縄県指令土第422号（変更）、令和4年2月28日 沖縄県指令土第3号（変更）、令和4年9月29日 沖縄県指令土第636号（変更）、令和6年11月22日 沖縄県指令土第827号（変更）、令和7年9月22日 沖縄県指令土第698号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字久貝アゲタ550番7（5工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 三菱地所株式会社 代表執行役 中島篤、東京都港区元赤坂一丁目3番1号 鹿島建設株式会社 代表取締役 天野裕正
- 5 検査済証番号 令和8年2月19日 第5042号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月6日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年5月2日 沖縄県指令南土第255号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里入口原545番5及び545番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長39番地パレスヒラク101 赤嶺樹
- 5 検査済証番号 令和7年12月24日 N第1773号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月6日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年2月18日 沖縄県指令南土第81号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波前原801番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良188番地59豊見城団地県改良住宅J-304号 大城光
- 5 検査済証番号 令和7年12月26日 N第1774号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月6日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年2月9日 沖縄県指令南土第47号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原611番2の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市古島2丁目5番地11グリーンヒル太樹203 吉井典彦、那覇市古島2丁目5番地11グリーンヒル太樹203 吉井久美子
- 5 検査済証番号 令和7年12月26日 N第1775号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月6日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年9月7日 沖縄県指令南土第453号、令和6年3月15日 沖縄県指令南土第93号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字与那覇御山武原484番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里石嶺町4丁目51番地2 株式会社沖建住宅 代表取締役 嶺井政則
- 5 検査済証番号 令和7年12月24日 N第1776号
- 6 工事完了年月日 令和7年11月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月6日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年12月4日 沖縄県指令南土第586号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川之尾原1057番16及び1057番27
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平737番地の2メゾンオルシャトー105 伊集大樹、糸満市字潮平737番地の2メゾンオルシャトー105 伊集咲香
- 5 検査済証番号 令和8年1月23日 N第1777号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月16日

人事委員会事項

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第3号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成27年沖縄県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第3号中「第28条第3項第1号括弧書」を「第28条第3項第1号」に、「同法第86条第1項に規定

する額」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の2第1項第1号イに掲げる場合（令和9年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第23条第3号の規定は、令和7年12月1日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお従前の例による。

沖縄県職員採用上級（特別枠）試験を次のとおり実施する。

令和8年3月6日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

1 試験区分、職務内容及び受験資格

種類	試験区分	職務内容	受験資格
上級 (特 別 枠)	電気	知事部局及び企業局等におけるそれぞれの職種に応じた専門的職務	1 次のいずれかに該当する者 (1) 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 (2) 平成17年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
	機械		
	土木		
	建築		
	農業土木		

注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

2 「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 受験手続

(1) 試験案内の入手方法 試験案内は、3月6日から沖縄県人事委員会事務局ホームページ (https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html) においてダウンロードすることができるほか、次の配布場所において配布する。

配布場所	沖縄県人事委員会事務局（三重城合同庁舎8階） 名護県税事務所 コザ県税事務所 沖縄県宮古事務所総務課 沖縄県八重山事務所総務課 沖縄県東京事務所 沖縄県大阪事務所 沖縄県名古屋情報センター
------	---

(2) 受験申込み 受験申込みは、インターネットによるものとし、申込みに当たっては、沖縄県人事委員会事務局ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。

(3) 申込受付期間 3月6日から3月23日までとする。

(4) 注意事項

ア 受験申込みは、1試験区分に限る。

イ 上級試験と重複して申し込んだ者が、上級（特別枠）試験に最終合格した場合は、上級試験は辞退したもとして取扱う。

ウ 社会人経験者を対象とした採用選考試験との併願はできない。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

種類	試験日	試験種目	試験地	合格者発表	
				発表日	方法

上級 (特 別 枠)	第1次 試験	4月19日	教養試験(基礎能力 検査) 専門試験	本島中南部	5月1日	沖縄県人事委員会 事務局ホームページに掲載するほ か、沖縄県人事委 員会事務局の掲示 板に掲示する。ま た、最終合格者に は、後日、郵送に より通知する。
	第2次 試験	5月中旬から 下旬まで	個別面接	第1次試験の合格者 発表日に公表	6月上旬	

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。各任命権者は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。
- (3) 採用は、原則として令和9年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。
- (4) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。
- (5) 初任給は、令和8年3月6日現在、232,000円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。

5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---